

(別紙2)

## 介護支援専門員意見書

入所申込者	ふりがな 氏名
-------	------------

### 1 本人の状況

要介護度	5	4	3	2~1
------	---	---	---	-----

認知症による不適応行動	非常に多い	やや多い	少しあり	なし
-------------	-------	------	------	----

### 2 在宅サービスの利用度

在宅サービス利用限度額割合	60%以上	50%以上	30%以上	30%未満
---------------	-------	-------	-------	-------

### 3 主たる介護者・家族等の状況

①世帯の状況	独居世帯	高齢者のみの世帯	その他( )
②主たる介護者の年齢・続柄	歳(本人との続柄: )		
③介護者の障害・疾病	なし	あり( )	介護は困難・多少は介護・介護は可能
④介護者の就労	なし	あり(職種等 )	勤務 日/週、 時間/日
⑤介護者の育児・家族の病気	なし	あり( )	常時・半日程度・臨時的
⑥他の同居介護補助者	なし	あり(続柄: 日/週程度)	ほとんどなし・随時・常時
⑦別居血縁者の介護協力	なし	あり(続柄: 日/週程度)	ほとんどなし・随時・常時

入所に対する介護支援専門員からの意見等

--

作成日 平成 年 月 日

作成者所属		担当者	
-------	--	-----	--

## 【作成上の留意事項】

### 1 「認知症による不適応行動」

認定調査における行動に関連する項目のうち

「夜間不眠や昼夜逆転している」・「1人で外に出たがり目が離せない」・「火の始末や火元の管理ができない」・「ろう便行為等の不潔行為がある」・「異食行為がある」

に関する項目に「ある」又は「ときどきある」が1つ以上ある場合で

「非常に多い」・・・毎日ある場合／「やや多い」・・・週に1～2回以上ある場合

「少しあり」・・・月に1～2回程度ある場合 を目安として判断する。

### 2 在宅サービスの利用度

サービス利用票別表に基づく支給限度基準額に対するサービス利用額の割合をいう。

(サービス利用単位数／区分支給限度基準額単位数×100)

算定の期間については概ね3か月を標準とし、平均利用割合により判断する。

算定の対象となるサービスは、次のとおりとする。

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与等

### 3 「③介護者の障害・疾病」

「介護は困難」・・・介護者が障害や疾病のため要介護者の排泄、入浴、移動、着替え、食事などのADL全般の援助が困難な場合

「多少は介護」・・・介護者が障害や疾病のため概ね2つ程度のADL援助ならば出来る場合。

「介護は可能」・・・介護者に障害や疾病はあるがADL全般の援助・介護が可能な場合。  
を目安として判断する。

※ 他の医療機関や入所施設等に現在入院(所)している申込者の評価基準算定は、原則として退院(所)後に予想される状況で判断する。